平成２７年（フ）第８３０８号
東京都西東京市新町５丁目19―21
債務者　千葉　　悠
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０１号
東京都青梅市梅郷６丁目1351番地の１プラムシオンⅢ102
債務者　木住野努夢
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６０６号
横浜市磯子区森６丁目４番11号　カーサ屏風ヶ浦101号
債務者　堤　　博
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１５８号
千葉県船橋市二和東６丁目18番14号
破産者　町井　　修
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４３０号
千葉県浦安市堀江６―16―45メナージュ浦安203号
破産者　株式会社ゾウンＫＯＲＥＡ
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１９号
千葉県市原市西国分寺台２丁目５番地７
破産者　高山ハツ子
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７５号
最後の住所　千葉県市原市白金町４丁目36番地５　アーバン白金301号
破産者　亡吉田剛相続財産
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１４号
千葉県船橋市咲が丘１丁目５番８号　清田ハイツ202号
破産者　森島　　明
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４０９号
千葉県船橋市松が丘５丁目２番14号
破産者　石神毛皮株式会社
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１０号
茨城県守谷市御所ケ丘５丁目25番地20
破産者　石神　忠明
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
山梨県南アルプス市上今諏訪779番地１
破産者　株式会社エスシーアイ
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
（最後の住所）岩手県宮古市近内１丁目５番３号、戸籍附票上の最後の住所岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割88番地40
破産者　亡小瀬川健治相続財産
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第２４号
栃木県大田原市黒羽向町52番地
破産者　有限会社白河屋
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２５号
栃木県大田原市黒羽向町52番地、前住所東京都世田谷区宮坂１丁目25番７号　将田方
破産者　阿久津健藏
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２６号
栃木県大田原市黒羽向町52番地、前住所東京都世田谷区宮坂１丁目25番７号　将田方
破産者　阿久津美佐織
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第４９９号
さいたま市南区沼影１丁目20番１号
破産者　株式会社クラフト
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
新潟県加茂市寿町９番13号
破産者　株式会社マガラ
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３１号
佐賀市大和町大字尼寺2929番地５
破産者　エスティーコンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道夕張郡長沼町東三線南２番地
破産者　合同会社多田ファーム
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部